

農業振興地域整備計画を変更する理由

豊田市

第1 農業振興地域整備計画変更の理由

経済事情の変動その他情勢の推移により変更する。

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき、本市の自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して農業以外の土地利用との調整を図りつつ農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備に必要な施策の推進に努めているところである。

今般、農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について本市住民等からの要請があり、その内容を検討した結果、同法第13条の規定による農業振興地域整備計画の変更を行うこととした。

第2

1 農用地利用計画

(1) 農用地区域の編入

図面番号	所在	編入の理由

(2) 農用地区域の除外

図面番号	所在	除外の理由
1	古瀬間町古宿	(1~14)
2	畝部西町国江	農業外の土地利用を希望する申出があり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たすと判断されるときともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。
3	和会町中ノ畔	
4	和会町南山	
5	竹元町荒子	
6	西田町大風	
7	和会町石亀	
8	大林町4丁目	
9	駒場町新栄	
10	堤町一本木	
11	花園町上大切	
12	吉原町前田	
13	篠原町前田	
14	保見町石田	
15	有間町惣作 外16か所	
16	野見町2丁目	農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断された土地、かつ農振法10条3項各号に該当しない土地であり、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。

17	九久平町田面	(16~18) 法施行規則第4条の5第1項に 該当する施設（公益性が特に高 いと認められる事業に係る施 設）が建設されたため。
18	大内町宮下	

(3) 用途区分の変更

図面番号	所 在	変 更 の 理 由

(4) 指定の錯誤による除外

図面番号	所 在	除 外 の 理 由

2 農業生産基盤の整備開発計画

本計画は変更しない

3 農用地等の保全計画

本計画は変更しない

4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

本計画は変更しない

5 農業近代化施設の整備計画

本計画は変更しない

6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

本計画は変更しない

7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

本計画は変更しない

8 生活環境施設の整備計画

本計画は変更しない